

国名	ロシア
公的年金の体系 保険料財源 税 財 源 企業・個人年金	①保険年金定額給付 ②定額給付を除く保険年金 ③積立年金 ④社会年金以外の国家保障年金 ⑤社会年金 (財源 =強制年金保険料に よる年金基金) (財源 =税収による 一般財源)
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	◎被用者 ◎個人事業主 ◎自然人たる使用者 積立年金部分を選択するか否かについては、2015年から任意に決めることが出来ることとなった。
保険料率	原則として、被保険者が1966年以前生まれの場合は保険料の全部が保険年金の原資への拠出となる。被保険者が1967年以降生まれの場合には、22%の保険料のうち6%分を積立に回すか、あるいは全く回さず全て老齢年金保険の原資とするかは、被保険者の選択に委ねられている。なお保険料の支払いは雇用者が行い、被用者には保険料負担はない。
支給開始年齢	・普通老齢保険年金は男性65歳・女性60歳より支給開始と定めているがその実現は2028年であり、現在は移行期間として男性63歳・女性58歳が標準となっている。
基本受給額	平均老齢保険年金月額：2024年1月1日現在、22,605ルーブル〔2024年1月2日、1 USD = 90.43ルーブル〕
給付の構造	保険年金は定額給付部分＋報酬比例部分、積立年金は報酬比例かつ運用次第。
所得再分配	保険料率は一定であり所得によって累進的に料率が変わることが無いため、拠出部分における所得再分配機能は弱い。しかしながら他方、年金基金の赤字が拡大することに伴い、その補填のため一般財源が投入されていることから、巨視的に見れば所得再分配機能を果たしていると捉えることも出来る。
公的年金の財政方式	保険年金は賦課方式、積立部分は積立方式。国家保障年金は一般会計を財源とする。
国庫負担	年金保険料からの給付であるが、年金基金の赤字分は連邦予算から補填している。国家保障年金は一般会計から拠出される。
年金制度における最低保障	社会年金（社会扶助他の収入を合算しても最低生活費を下回るまたは様々な不利なカテゴリーにある国民の場合、連邦又は連邦構成主体の一般会計から付加給付が為される）
無年金者への措置	一般会計を財源とする社会年金および社会扶助
公的年金と私的年金	2022年の私的年金受給者数は150万1,300人（公的年金たるロシア連邦年金基金の登録年金受給者数を100とすると3.6%に相当）
国民への個人年金情報の提供	被保険者は過去の（雇用者による）年金保険料納付状況・積立状況等についてロシア連邦年金基金に情報を請求する権利があり、それをオンラインでも確認出来る。

注：本図表は篠田優（2018）に加筆修正を行ったものである。

（雲 和広・一橋大学経済研究所教授）

ロシアの年金制度

雲 和広（一橋大学経済研究所 教授）

1. 制度の特色

2002年・2015年・2018年に大きな制度変更が導入されているが、2024年初時点における概要は次のとおりである。

年金制度は(1)保険年金、(2)積立年金、(3)国家保障年金、の3つから成る。社会年金というものが更に存在するが、これは我が国では失業保険に該当するものであり、ここでは言及しない。(1)の保険年金は最も基礎的なもので、賦課方式を採っている。老齢保険年金・障害保険年金・扶養者（稼得者）喪失保険年金の3種から成る。強制加入の年金保険料を原資としており、定額給付部分と報酬比例部分から構成される。保険年金の種類ごとに定額の給付金が定められており、それはインフレーション率による引き上げが行われる。続いて(2)の積立年金はソ連崩壊後新生ロシア成立後に定められた積立方式の年金であり、1967年以降生まれの者が被保険者となる。原資は強制年金保険料の一定部分から構成され、雇用主が納付する保険料を原資とする。この部分を積立分に拠出するのか、あるいは積立に回すことなく全て保険年金の原資にするのかという点について、つまり積立年金を受給するか、全てを保険年金とするか否かについては、被保険者の選択に委ねられている。(3)の国家保障年金は税を財源としており、特殊な用務に従事していたり特殊な事故に遭遇したりした市民等といった特定のカテゴリーの者に対して支給される。

被保険者の強制年金保険料は雇用主のみが負担することとなっている。また制度の過渡期として様々な例外的規定が存在するものの、一般の老齢保険年金の受給開始年齢は2024年においては男性63歳・女性58歳とされている。但し同時に、従事してきた労働や被扶養者の状況（子供の数）などの条件から、この男性63歳・女性58歳という年齢到達前の早期年金受給権が多様な形で定められていることも留意を要するが、本稿では割愛する。

2. 沿革

ロシアにおける年金制度の歴史は長い。既にソ連に先立つ帝政ロシアの時代においても国家によって定められた年金制度は存在した。だがそれは官僚や、ある種公務員的業務と見なされていた鉄道従事者等といった特定のカテゴリーの国民に限定されるものであった。

ソ連成立後の1922年には既に労働者及び職員を対象とした年金制度を構築するべく法制度が整えられたが、その全般的な整備は第二次大戦後の1956年に成立した「国家年金法」を待たねばならない。さらにソ連の社会制度は様々な側面において、労働者・職員と、農民との間で大きな断絶があったが、年金制度についてもそれが該当する。コルホーズ（集団農場）員に対する年金給付が制度化されたのはようやく1964年においてであったのである（なおソフホーズ〔国有農場〕員は「労働者」であり、農民というカテゴリーの扱いではなかった）。

またソ連の年金制度において特筆すべき側面は、年金受給前の稼得額が年金の水準とリンクせず、ほぼ一定額の年金が支給されていたことである。また更に、ソ連では様々な財の価格が国によって定められていたためインフレーションが名目上存在せず、従ってインフレーション率に呼応したインデクセーションが行われることも制度化されていなかったのである。年金の原資は企業が拠出する実質的な税に該当する保険料であり、また多くの部分が連邦の予算によって補填されていたため、年金基金も存在しなかった。

ソ連時代末期の1990年にロシア共和国（当時）最高会議によって年金基金が設置された。各企業（雇用主）はそれに対する義務的拠出を課され、更にソ連崩壊直後に生じたハイパーインフレに対しインデクセーションの導入が行われたが、年率2,600%を超えるインフレに対しては到底十分なものとならなかった。1990年代は一貫して年金制度は極めて有効性が低く、年金遅配の発生と年金保険料の未納とが指摘された。1998年のアジア金融危機に端を発するロシア金融危機はこの状況を一層深刻化させることとなった。1999年～2001年の所得代替率は30%前後に低迷し、またロシア政府機関の定める「最低生活

費」を10～30%程度下回る水準に至ったのである。

2002年の年金改革において、「国家年金保障法」「強制年金保険法」「ロシア連邦における労働年金積立部分の財源のための資金投資に関する連邦法」といった一連の法律により、「統一社会税」の設立・初の積み立て形式の導入等が実施され、新たな年金制度の構築が図られた。またロシア経済全般がソ連崩壊後の危機からの回復基調に入ったことから、2002年以降継続的に年金受給状況は改善した。以降、この2002年に整備された制度を基盤としつつ、2008年・2015年・2018年を中心に様々な変更が加えられている。2008年以降の改革では税制の一環であった「統一社会税」が廃止され社会保険料が導入されると共に、積み立て部分への国家補助や基礎年金の増額が定期的に図られるなどの改訂が行われた。更に2015年から施行された「保険年金法」「積立年金法」により積み立て年金への拠出が任意制になる等、2024年現在まで続く制度設計の基盤が整えられていったのである。

3. 制度体系の概要

(1) 保険年金

保険年金は基本的に、老齢保険年金・障害保険年金・扶養者（稼得者）喪失保険年金の3種と、これらに付加される定額給付によって構成される。

老齢保険年金は原則として保険履歴（保険料納付期間）が15年以上あり、また後述する個人年金係数というポイントが30以上ある者で、男性で60歳・女性で55歳に達したものに受給資格が認められてきたが、この年齢等は2019年から2028年までという長期の移行期間を経て男性で65歳・女性で60歳に引き上げられることが決定している。なお公務員については2017年1月1日からこの移行が開始されており、かつ完成年には男性65歳・女性63歳となる。障害保険年金は障害の期間やその原因・出現時期に関係なく、保険履歴があることを条件として給付されるものである。なお、障害児を含む障害者等で保険履歴がない場合は別途社会扶助が存在する。扶養者（稼得者）喪失保険年金は、家計の扶養者が亡くなった場合に、その扶養者によって扶養されていた家族に対して給付される。定額給付金は保険履歴の長さ等に影響を受けることはない、固定された金額である。

(2) 積立年金

年金基金への拠出分から積立年金分の保険料を納付するか、それとも従来通りの老齢年金保険への拠出のみとするかは、被保険者である国民の意思によって決めるものであり、義務的なものではない。被保険者の雇用主は給与の22%の割合で強制年金保険に保険料を拠出するが、その中から積立年金分に一定の割合を配分するか否かを被保険者が選択するのである。

1966年以前に生まれた国民には選択肢が無いが、1967年以降に出生した国民は2015年12月31日までにこの選択を行うことが要請された。2014年以降に義務的保険料拠出が始まる者は、最初の保険料納付から5年間のうちにこの選択を行わなくてはならない。一部積立年金の形成を選んだ場合、積立基金運用管理会社あるいは私的年金基金への管理換えを行う。なお積立年金形成はいつでも中断することが出来る。その場合、それまでに積立年金に拠出した分はそれを管理する管理会社や基金が運用を継続し、被保険者が年金給付を申請する際に全額が支払われることとなっている。

(3) 国家保障年金

国家保障年金は社会扶助であり、年金保険料や年金基金・保険履歴等に関わりなく、連邦の予算から直接支払われるもので、この制度を構成し、かつ給付対象となるのは以下の通りである。すなわち、(1)勤続年数年金（連邦職員・軍人・宇宙飛行士等に対するもの）、(2)老齢年金（放射線や災害の被害を被った者に対するもの）、(3)障害者年金（軍人・第二次世界大戦参加者等に対するもの）、(4)扶養者喪失年金（軍人の家族・放射線災害罹災による稼得者喪失・宇宙飛行士の稼得者喪失等があった者に対するもの）、(5)社会的老齢年金（北方少数民族・外国人居住者および15年以上居住する無国籍者等に対するもの）、(6)親が不明の児童のための年金（18歳あるいは場合によっては23歳に達するまでの期間に亘り、両親が不明である孤児に対するもの）、である。

4. 給付算定方式、スライド方式

(1) 保険年金

制度の多様さを鑑みれば、全てについて解説する

のは現実的ではない。ここでは最も広範な適用者のある（2022年における全年金生活者数のうち85%を占める）老齢保険年金についてのみ説明を行う。

老齢保険年金は次式によって算出される：

$$SP \text{ (老齢保険年金額)} = IPK \text{ (個人年金係数)} \times SPK \text{ (1年金係数あたりの単価)} + FV \text{ (定額給付金)}$$

1年金係数あたり単価（SPK）および定額給付金（FV）は年によって変動する。2024年2月のものとして定められている基本的な定額給付金（FV）は月あたり8,134.88ルーブルであり、1年金係数あたり単価（SPK）は同じく133.05ルーブルである。但し定額給付金は、扶養家族がない80歳以上の国民や、80歳以上の者あるいは障害者を扶養している場合、または極北地域で一定期間労働した国民など、いくつかのカテゴリーに該当する者についてはより高い金額となっている。

ここで個人年金係数IPKは次のように算出する：

$$IPK \text{ (個人年金係数)} = \{IPKs \text{ (法改正前の2015年1月1日までに蓄積された年金係数)} + IPKn \text{ (実際の保険納付額を標準保険料で割って10を乗じた値)}\} \times KvSP \text{ (退職年齢に達した後も年金を受給しないことによる増加係数)}$$

特殊なケースを除いた一般的な社会保険料率は30%である（社会保険2.9%、年金保険22%、医療保険5.1%）。そのうちの53.4%が強制年金保険を形成する。そして連邦政府の設定する2024年の基準保険料最大額が225万ルーブルであり、そこにこれら乗じた数字、すなわち225万ルーブル×30%×53.4%=35万6,440ルーブルが標準保険料となる。

次に上式のうちIPKnを算出する。実際の保険料については例えば、2024年に月あたり10万ルーブルを稼いだ場合、年収は120万ルーブルであり、拠出する強制年金保険料は120万ルーブル×30%×53.4%=19万2,240ルーブルとなる。標準保険料は35万6,440ルーブルであるので、それで割って更に10を乗じると

$$IPKn = (192,240 \text{ルーブル} \div 356,440 \text{ルーブル}) \times$$

$$10 = 5.39$$

であり、この年の収入・納付保険料のみに関わって蓄積された個人年金係数は5.39ポイントとなる。個人年金係数は保険料を納付し続ける限り蓄積されていく。1年あたりに獲得出来る個人年金係数は10が上限である。前述のとおり老齢保険年金受給資格は個人年金係数と保険履歴（年数）との2つを満たす必要があり、年金係数が大きくなればそれだけで良いというものではない。なお個々人の年金係数は、ロシア年金・社会保険基金のWebサイトで確認することが可能である。

1年金係数あたりの単価（SPK）も定額給付金（FV）も、毎年2月に前年における消費者物価指数に従ってスライドされることとなっている。

(2) 積立年金

積立年金は次の経路によって形成される。すなわち、(1)2014年以前に支払われた強制年金保険のうちから雇用主が積立年金として拠出したもの、(2)積立年金への追加的保険料拠出、(3)特定の社会扶助（母親基金・家族基金）のうち積立年金形成に拠出されたもの、そして(4)それらを投資したことによって発生し得る投資収益である。なお、積立年金に物価スライド制等は適用されない。

(3) 国家保障年金

国家保障年金は既述の通り社会扶助そのものであり、一般財源から支出される。この支給額は各人の特性やカテゴリーによって極めて多様である。2024年4月からの社会年金は全体の平均が1万3,455ルーブル、障害児の年金額は平均1万9,948ルーブルである。幼少期から第1グループの障害者は2万110ルーブルが支給される。この金額はインフレーション率によりスライドが行われる。

5. 負担・財源

(1) 財源と負担

国家保障年金は連邦予算の一般財源をその原資としている社会的扶助である。

それ以外の保険年金・積立年金の財源はロシア年金・社会保険基金に納付される保険料となっている。

保険料の納付義務者は雇用者（使用者）および個人事業者である個人であり、被用者（被保険者）は負担しない。

(2) 保険料率

2024年の保険料率は原則として次のように構成される。

積立年金の形成を行わない場合、雇用主の保険料率は被保険者の額面所得の22%である。そのうち16%が個人部分・6%が連帯部分への拠出である。前者は個々の保険履歴と結びついて年金の報酬比例分の算出基礎となり、後者の連帯部分は定額給付に充当するものと考えればよいであろう。

他方積立年金を形成する場合、雇用主の保険料率は被保険者の額面所得の22%であることは同様であるが、うち10%が保険年金の個人部分であり、6%が積立年金についての個人部分となる。更に6%が定額給付原資としての連帯部分への拠出となる。

6. 財政方式、積立金の管理運用

保険年金は賦課方式であり、積立年金は無論のことと積立方式である。

積立年金を選択する被保険者は、運用を委託する先を選択しなくてはならない。すなわちVneshEkonomiBank（対外経済銀行）の管理の下にある、(1)ロシア連邦政府証券やルーブル資金などで構成される投資ポートフォリオ、または(2)ロシア連邦および連邦構成主体証券並びに住宅ローン証券、そして国際金融機関の証券等までその対象が拡大された投資ポートフォリオ、(3)ロシア連邦年金・社会保険基金との間で信託管理に関する契約に署名した管理会社、(4)非国家年金基金（NPF）、から選ぶことになる。

選択について申請を行わなかった国民に関わる保険基金は、(2)の拡大投資ポートフォリオによる運用が行われる。管理運用機関については毎年変更することが可能である。

7. 制度の企画、運営体制

年金の運営主体は「ロシア連邦年金・社会保険基金」であり、これは連邦法「ロシア連邦の年金・社会保険基金について」によって2023年1月1日に設

立された。それまでの年金基金の再編を伴って、予算外国家基金として設置されている。年金や年金保険、一時的な障害や出産に関わる社会保険、労働災害や職業病に関する社会保険、社会保障等を管轄するものであり、毎年の同基金の予算および決算は、議会において法律として採択・承認され、連邦政府がその職務と権限を執行する。

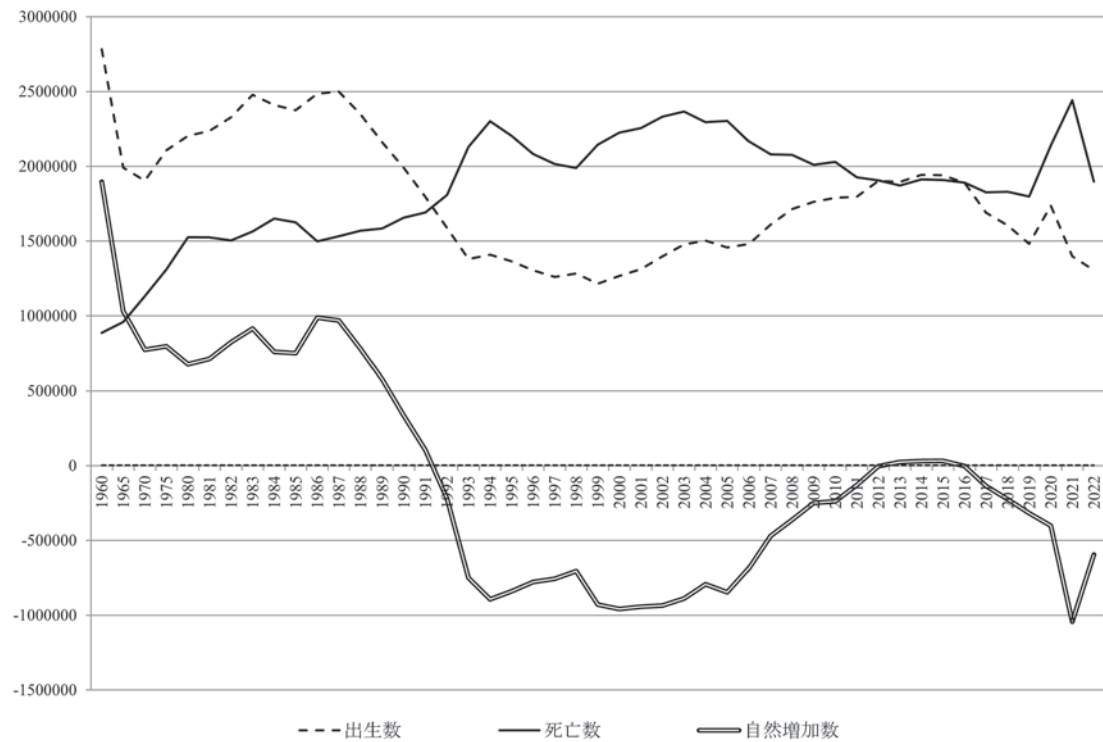
8. 最近の議論や検討の動向、課題

年金制度を考える上で重要な要因が人口構造であることは言うまでもない。ロシアが抱える大きな問題の一つは、死亡率の高止まりに加え、出生率の低下＝少子化の進行により図1に見るとおり、連邦崩壊直後の1992年から2012年までの20年以上に亘って自然増加率が負値を示し総人口が減少したことである。2013年～2015年こそ人口増加率は正值となったが、これはこの時期において再生産年齢の女性の数が増大したことによるものであり、そののち再び2016年から直近の2024年にかけては継続的に負の人口増加率を示している。少子化の進展は無論のこと老年人口の比率を上昇させることにもなる（図1参照）。

他方知られていることとして、ロシアの出生時平均余命（平均寿命）は先進諸国に比較して非常に低い。ソ連時代・現代ロシアを通じて男性は69歳を超えたことはなく、1999年～2005年は60歳を下回っていたほどである。2006年以降は伸長傾向も見られるが、2022年においても依然として67.6歳に留まっている。それを鑑みれば、ロシアで高齢化が進むということには違和感を覚えるかも知れない。しかしながら、第二次大戦後のベビーブーム世代が老年人口になっていること等の人口の年齢構造の影響や労働年齢の定義の相違から、ロシアにおいても高齢化という状況が見られると言ってよい。ロシアの労働年齢にあわせて年齢構成指数を算出すると図2のようになる。ここで、老年人口割合が少しずつ拡大していることが判る。更に老年人口比率（労働年齢人口に対する老年人口の比）は2005年の32.6から10年間で急速に上昇し、2015年以降は40を超えていることが示されているのである（図2参照）。

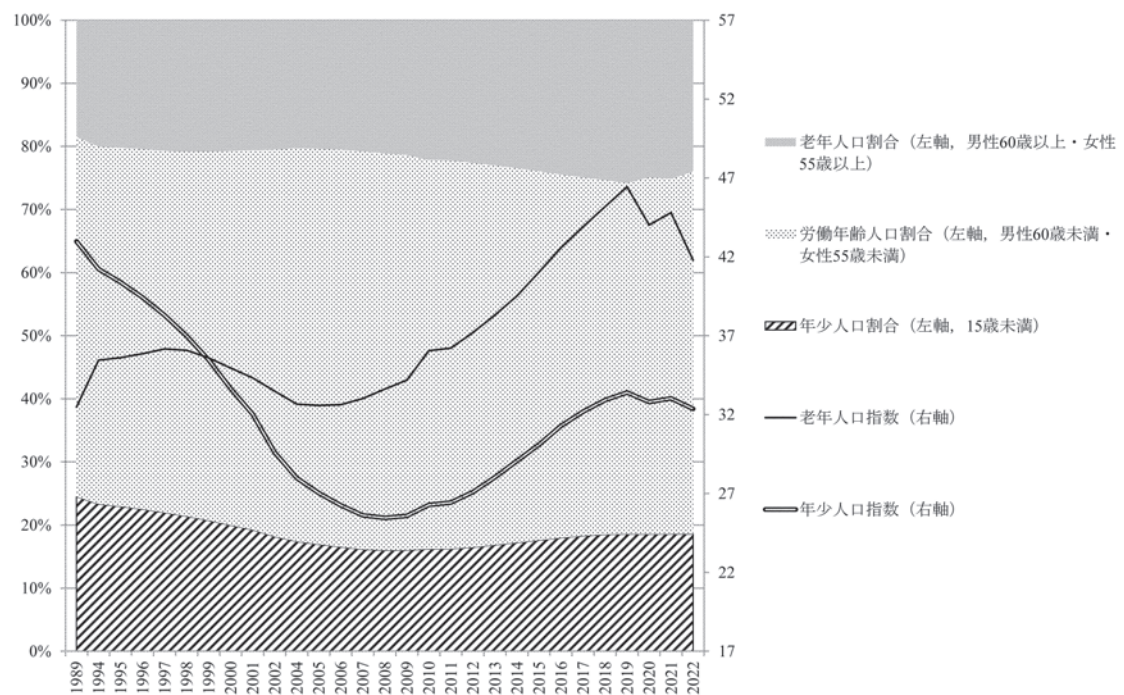
1990年代末～2000年代初頭には年金給付額の低さが問題となった旨先述したが、2000年代半ば以降、

図1 ロシアの出生数・死亡数・自然増加数, 1960年~2022年



出所：Росстат, Демографический ежегодник России, various years, より筆者作成。

図2 年齢構成別人口割合・年齢構成指数, 1989年~2022年



出所：図1に同じ。

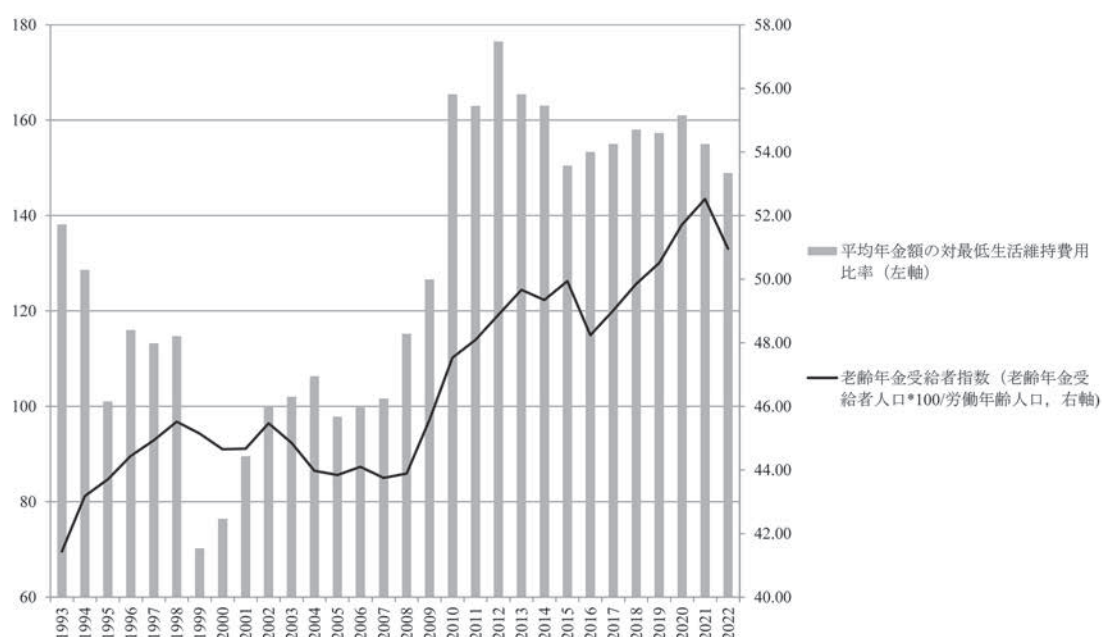
そのこと自体は実のところ解消されたといって過言では無い。ロシアでは年金生活者の貧困リスクは極端に高いものではないことが様々に示されている。というのも、2000年代末以降ロシアの平均的年金支給額は、政府機関が算出している「最低生活維持費用」をかなり大きく上回っているのである。これらのことは図3に示される。1999年のロシア金融危機以降2001年までは急激なインフレを伴っており、インデクセーションが追いつかなかったため平均年金支給額は一時的に「最低生活維持費用」を下回ったことが看取される。しかしながら、それ以外は概ね最低生活維持費用の近傍かそれ以上の金額を示し、更に2010年以降においては、平均年金支給額は最低生活維持費用の1.5倍をほぼ一貫して上回っているのである（図3参照）。

従って少なくとも2009年以降は、ロシアの経済状況や財政規模を考えればあつち手当がなされていると見える。最低生活維持費用にほぼ等しい水準から、2007年以降急速に年金は引き上げられたことが判る。このような水準の年金給付が可能になったのは、石油・ガスを中心とする資源輸出による政府収入が増

大したからに他ならない。

だが、老年人口指数（図2）や老齢年金受給者の対労働年齢人口比（図3）といった指標について見られる継続的な上昇は、そもそも無尽蔵ではなく、かつエネルギー市況に左右されてしまう政府資金の利用に関わる制度の再設計を不可欠なものとする。これが年金支給開始年齢の引き上げに帰結したことは言うまでもないであろうが、そのことのみならずウクライナ戦争の勃発・その後導入された先進諸国を中心とする対ロシア経済制裁に伴った石油・ガス収入の減少や外貨準備の凍結等といった状況に直面していることも当然看過出来ない。本来、年金の赤字補填等を目的として設定された資源からの税収をプールした「国民福祉基金」を、ウクライナ戦争勃発後、国債購入や上場企業株式の購入等、経済の下支えのために使用することを可能とする法改正が為され、かつ国民福祉基金の残高が2022年初頭以降趨勢的に減少していることも観測されている。今後進展していく高齢化とある程度の引き締めが要求される財政状況とを展望すれば、ロシアにおいて年金制度の改革は喫緊の課題なのである。

図3 平均年金額の相対額と老齢年金受給者指数、1993年～2022年



出所：Росстат, Социальное положение и уровень жизни населения России, various yearsより筆者作成。

主な参考文献

〔年金関連法〕

- Проект Постановления Правительства РФ “О единой предельной величине базы для исчисления страховых взносов с 1 января 2024 г.” ロシア連邦政府政令草案「2024年1月1日からの保険料計算基準の最大値」
- Федеральный закон “О государственном пенсионном обеспечении в Российской Федерации” от 15.12.2001 N 166-ФЗ 「国家年金保障法」
- Федеральный закон от 15.12.2001 № 167-ФЗ 《Об обязательном пенсионном страховании в Российской Федерации》「ロシア連邦強制年金保険法」
- Федеральный закон “Об инвестировании средств для финансирования накопительной пенсии в Российской Федерации” от 24.07.2002 N 111-ФЗ 「ロシア連邦における積立年金の資金調達のための資金投資法」
- Федеральный закон “О страховых пенсиях” от 28.12.2013 N 400-ФЗ 「保険年金法」
- Федеральный закон от 28.12.2013 № 424-ФЗ 《О накопительной пенсии》「積立年金法」
- Федеральный закон “О бюджете Пенсионного фонда Российской Федерации на 2022 год и на плановый период 2023 и 2024 годов” от 06.12.2021 N 391-ФЗ 「2022年および2023年と2024

年の計画期間におけるロシア連邦年金基金の予算に関する連邦法」

〔官庁ホームページ〕

- <https://sfr.gov.ru/> (ロシア社会基金Webサイト)
- <https://quote.rbc.ru/news/article/65d71cea9a79476ac69a150d> (RBC: RosBiznesConsultingグループWebサイト)
- <https://rosstat.gov.ru/> (ロシア連邦統計局Webサイト)
- 〔その他〕

Росстат, Демографический ежегодник России, Москва, various years.

Росстат, Социальное положение и уровень жизни населения России, Москва, various years.

OECD (2013), *Pension at a Glance 2013: OECD and G20 Indicators*, OECD.

右田紀久恵・木下順一 (1965) 「ソビエト社会主義共和国連邦における社会保障 (公的資料集)」, 『社会問題研究』, 15巻1号, pp.14-30。

雲和広 (2015) 「ロシアの社会保障をめぐる社会経済環境の変化」, 『海外社会保障研究』, No.191, pp.6-15。

篠田優 (2003) 「ロシアの新年金制度」『プーチン政権におけるロシア社会・労働法制の改革』, 日本国際問題研究所, pp.85-105。

篠田優 (2012) 「ロシアの年金制度」『年金と経済』, 第31巻第1号, pp.161-164。

篠田優 (2018) 「ロシアの年金制度」『年金と経済』, 第37巻第2号, pp.161-165。

篠田優 (2023) 『社会体制と社会権 ロシアの体制転換と住宅・土地・社会保障』, 有信堂。